

第 2 0 回総会議事録

<開催日> 令和 4 年 3 月 7 日（月曜）

<開催場所> 木更津市農業協同組合本店 大会議室

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 3 7 9 号～報告第 3 9 6 号

農地法第 3 条の 3 届出

3 件

農地法第 5 条届出

1 5 件

日程第 3 報告第 3 9 7 号～報告第 4 0 0 号 農地の転用事実等に関する照会

4 件

日程第 4 報告第 4 0 1 号～報告第 4 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知

1 6 件

日程第 5 議案第 1 9 2 号～議案第 1 9 8 号 農地法第 3 条許可申請

9 件

議案第 2 0 0 号～議案第 2 0 1 号

日程第 6 議案第 2 0 2 号～議案第 2 1 2 号 農地法第 5 条許可申請

1 1 件

日程第 7 議案第 2 1 3 号

農地法第 3 条の規定による許可後の計画変更

1 件

日程第 8 議案第 2 1 4 号～議案第 2 1 6 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更

3 件

日程第 9 議案第 2 1 7 号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和 3 年度第 1 2 次計画分）

1 件

日程第 1 0 議案第 2 1 8 号

下限面積（別段の面積）の設定について

1 件

日程第 1 1 議案第 2 1 9 号

木更津市農業委員会事務局規程の一部を
改正する規程について

1 件

日程第 1 2 議案第 2 2 0 号

木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の
推薦について

1 件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 1 名

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

<午後 3 時 00 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第20回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席10番地曳功一委員と議席18番地曳昭裕委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第379号から報告第396号、3ページから6ページの農地法第3条の3の届出3件、農地法第5条の届出15件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第397号から報告第400号、7ページの農地の転用事実等に関する照会4件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第401号から報告第416号、8ページから10ページの農地法第18条第6項等の通知16件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第199号を除く、議案第192号から議案第201号、11ページから13ページの農地法第3条の許可申請9案件について、議題に供します。
初めに、議案第192号から議案第198号の7案件について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

議案第192号から議案第198号、農地法第3条許可申請7案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第192号ですが、申請箇所は、3条位置図1の下郡地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、土地の維持管理が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第193号ですが、申請箇所は、3条位置図2の中島地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第194号ですが、申請箇所は、3条位置図3の真里谷地先の農地になります。

農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、譲受人は法人ですが、毎年提出される、農地所有適格法人報告書の直近の令和2年度分を確認したところ、農地所有適格法人としての要件を満たしているため、農地の所有権の取得については問題ありません。

続いて、議案第195号ですが、申請箇所は、3条位置図4の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第196号ですが、申請箇所は、3条位置図5の菅生地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人と、相続財産の処分を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第197号ですが、申請箇所は、3条位置図6の長須賀地先の農地になります。農業経営の継承を図る譲受人と、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第198号ですが、申請箇所は、3条位置図7の高柳地先の農地になります。建築をしようとする、住宅の排水管を農地に埋設し、側溝に接続するため、排水管敷設部分について、区分地上権を設定して、排水管敷設の権利を確保しようとするものであります。農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。また、区分地上権とは、一定の土地の地下または、空間につき、範囲を定めてその部分のみに設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。なお、建築をしようとする住宅については、スクリーンに映し出されているとおりで、小屋が建っている宅地部分です。小屋を撤去し、開発許可後に住宅の建築を行うとのことです。また、本案件は隣接地の建物が、開発許可に係るため、該当案件の開発の申請が許可となった場合に許可となります。以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。初めに、議案第192号及び議案第193号について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

初めに、議案第192号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、30,369平方メートルの農地を1人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地はハウス及び畑であり、ハウス内ではポット栽培、畑では露地栽培でブルーベリー及びイチジクを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。なお、譲受人の住所は県外ですが、現在は市内に居住しており、主に金田地区で耕作をしています。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第193号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、20,669平方メートルの農地を家

篠田委員	族4人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田であり、水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第194号及び議案第195号について、金子委員お願いします。
金子委員	初めに、議案第194号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は市内に住所を置く法人であります。 農作業に従事する取締役は年間約250日であり、32,089平方メートルの農地を役員2名と従業員3名の計5名で耕作しています。 農業機械は耕うん機・ユンボ・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 譲受人は、本件の申請地周辺の農地を一帯で取得しており、耐寒性バナナを作付けしております。また、本件の申請地については、面積が小さいですが、計画地の一部で売買の準備が整ったため申請がされました。 本件の申請地でも同様に、耐寒性バナナを作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第195号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、13,420平方メートルの農地を1人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑であり、じゃがいも、さつまいも、大豆を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第196号について、地曳功一委員お願いします。
地曳功一委員	議案第196号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日、約7,838平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田及び畑であり、水稻及び露地野菜を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

地曳功一委員	た。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第197号について、山口進委員お願いします。
山口進委員	議案第197号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の継承のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■■歳、農業従事日数は世帯で年間約300日、11,526平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田及び畑であり、水稻及び露地野菜を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 なお、本件は贈与による無償の所有権移転の申請となっておりますが、同一世帯内での農業経営の継承によるためです。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第198号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第198号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、住宅建築に伴い、農地に排水管を埋設し、排水路を確保するものであります。 区分地上権については、事務局が説明したとおりですが、排水管を通す農地は、保全管理された状態であり、排水先も既設の水路のため、農業用水及び農業用施設のほか、周辺農地に影響を与えるものではないと思われますので、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	議案第192号について、質問いたします。先程、申請地では、ハウス内ではポット栽培、畑では露地栽培でブルーベリー及びイチジクを作付けするとのことですが、ポット栽培、露地栽培がそれぞれどの程度の割合で行うのか教えてください。
事務局	ブルーベリー及びイチジクで申請をしていますが、面積の割合や、ポット栽培と露地栽培の割合についてどの程度で行うのかは、まだ決まっていないとのことで、営農状況をみて改善していくとのことです。
地曳昭裕委員	わかりました。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、初めに、議案第192号から議案第198号の7案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第192号から議案第198号、農地法第3条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第192号から議案第198号は、許可と決定いたします。

続いて、議案第200号及び議案第201号について、審議いたします。

なお、議案第200号及び議案第201号は、次の日程第6 議案第202号、14ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定と関連案件であるため議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第200号及び議案第201号、農地法第3条許可申請及び議案第202号、農地法第5条許可申請について、関連案件のため一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の牛袋野地先の農地になります。

まず、本申請は、営農型太陽光発電の申請となります。太陽光の下部では、ブルーベリーを作付けする計画です。

初めに、議案第200号では、法人の代表者が所有する農地で、法人名義で営農をするため使用貸借権を設定します。

続いて、議案第201号では、農地転用許可により設置をしようとする太陽光パネルについて、区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。

議案第202号、14ページの農地法第5条では、実際に杭などが地表に触れる部分を転用とするため、一時転用を伴う使用貸借権設定をするものであります。

なお、営農をする法人と、太陽光パネルの設置をする法人は、関連会社となります。

本案件については、令和4年2月8日に事前審査会を開催しており、計画の内容や営農についてなど、参加した中郷地区及び木更津・波岡地区の農業委員及び推進委員に諮ったところ、申請を受け付けることについて問題ないと意見されています。

農地法第5条における立地基準についてですが、農地区分については、本土地は第1種農地に該当し、原則的には転用許可できないのですが、今回は太陽光の下部で営農するため、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年6月末で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

齋藤委員

議案第200号から議案第202号について、関連案件ですので一括してご説明いたします。本案件については、事務局からも説明があったとおり、令和4年2月8日に事前審査会を開

齋藤委員

催し、出席した中郷地区及び木更津・波岡地区の農業委員及び推進委員は、本計画の内容について了承しております。

初めに、農地法第3条許可申請の議案第200号及び議案第201号についてご説明いたします。

なお、議案第201号の区分地上権については、事務局からの説明のとおりです。

本件は、耕作を行いながら売電事業に伴う、営農型太陽光発電を行うため申請がされたものです。

譲受人である耕作者は、市内に住所を置く法人であります。農作業に従事する取締役は年間約150日であり、7,380平方メートル農地を役員1名と法人の従業員5名の計6名で耕作しています。

農業機械はトラクター・ユンボ・農業用トラック等を所有しております。

申請地の登記簿地目は田ですが、現況は畑であり、露地栽培でブルーベリーを作付けすること、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

続いて、農地法第5条許可申請の議案第202号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透で処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置であり高さ的にも問題ないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら願います。

山口進委員

はい。

議長

山口進委員、どうぞ。

山口進委員

営農型太陽光について伺いますが、本件のことだけに限らず、営農型太陽光を行うとなってもなかなか進まないものもあります。許可となつて、太陽光が出来てからどのくらいまでに作付けをすればよいのか。そのことに期限があるのか教えてください。また、1年以上たっても行っていないところは、見掛け倒しではないかという気がしています。その辺の見解をお聞きます。

事務局

この案件でというよりも、一般的なことでよろしいでしょうか。

山口進委員

はい。

事務局

耕作をする時期については、提出される書類に営農計画がありますので、この作付け時期を確認し、これが大きく遅れていると問題になります。今回、山口委員がいわれているところでは、ポット栽培ということだったと思いますが、こちらも現状変わっていないというのがわかり、事業所に対していつ始めるのかと注意しております。

その話のなかでは、最初の計画で、ポット栽培ということで、ある程度苗木が育ちそこに置いても大丈夫となってから配置すると聞いています。手順として、何カ月以内、何年以内というのは明確にはありませんが、提出されている営農計画から遅れている時点で問題はあると考えます。さらに、設置してから1年も経過しているようなものは、書類による追認があると考え問題があると判断しています。

それから1年に一度、耕作の報告というものが設けられております。年度末に報告がありますので、こちらの方でも催促していこうと思います。

山口進委員

年度末にその報告書が出された場合に、地元の農業委員にも知らせていただけるものですか。

事務局

はい、そうです。

山口進委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第200号及び議案第201号、農地法第3条許可申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第200号及び議案第201号、農地法第3条許可申請について、議案第202号、農地法第5条許可申請が 許可された場合、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第200号及び議案第201号は、議案第202号が許可された場合、許可と決定いたします。

続きまして、議案第202号、農地法第5条許可申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第202号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第202号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

議長

次に、日程第6 議案第203号から議案第212号、14ページから16ページの農地法第5条の許可申請10案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第203号から議案第212号、農地法第5条許可申請の10案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第203号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の中里地先の農地になります。

申請目的は、薬局として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

本案件ですが、11月に開催された第16回総会で許可相当となり、令和3年12月14日付けで許可となっている、医療法人が設立する診療所の関連施設となっております。

計画は、一体として進められておりましたが、医薬分業の観点から事業者が異なり、今回申請の準備が整ったことにより申請がされたものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

なお、診療所の方の工事は、現在整地を中心に進められております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第204号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の高柳地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年4月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第205号から議案第209号ですが、関連案件のため一括して、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-4の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資

事務局

金及び借入金で賄う計画であり、それぞれ金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第210号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の大稲旧大久保地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の住宅ローンの結果通知書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年9月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発に係る許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第211号及び議案第212号ですが、関連案件のため一括して、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-6の下内橋地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う地上権設定の許可申請となっております。

農地区分については、JR■■■線の■■■駅から300メートル以内の農地であるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年5月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る証明書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第203号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

議案第203号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

本案件は事務局からの説明にもあったとおり、既に許可となっている■■■病院に付属する薬

地曳昭裕委員	局であり、その周囲は病院の敷地となっております。現在、病院の工事が整地を中心に進められております。よって、日照、通風、農道の機能への支障などは、隣接農地がないため問題はないと思われます。 また、土砂の埋立や排水の関係も病院側での申請と同様のものとなり、許可となっていることから、問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第204号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第204号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は、合併浄化槽で処理した後に雨水と共に、開発道路の側溝を経て、北側既存水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第205号から議案第209号について、山口進委員お願いします。
山口進委員	議案第205号及び議案第209号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は北側排水路へ接続放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、北側排水路へ放流するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、先程の要望を考慮したうえで、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第210号から議案第212号について、金子委員お願いします。

初めに、議案第210号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内浸透、汚水は合併浄化槽で処理後、道路側側溝で放流するため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、平家建てとする等、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第211号及び議案第212号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、北側の譲渡人の土地を進入路として利用するため問題はないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第203号から議案第212号の10案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第203号から議案第212号、農地法第5条の許可申請10案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

議長	よって、議案第203号から議案第212号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第7 議案第213号、17ページの農地法第3条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議題に供します。 なお、議案第213号は、次の日程第8 議案第214号、18ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請と関連案件であるため議題に供し、併せて審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第213号及び議案第214号、農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の2案件について、関連案件ですので、一括してご説明いたします。 申請箇所は、転用位置図5-7の井尻地先の農地になります。 今回の変更は、1月に行われた第18回総会で許可相当となった、井尻地区での営農型太陽光発電施設の申請において計画変更が生じ許可面積等の変更が生じたことから申請がされました。具体的には、農作業の効率化を図るために、太陽光パネルの配置や間隔を変えたという内容で、そのほかの変更はありません。 本案件については、令和4年2月8日に事前審査会を開催しており、計画変更の内容について、参加した中郷地区及び木更津・波岡地区の農業委員及び推進委員に諮ったところ、申請を受け付けることについて、問題ないと意見されています。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
齋藤委員	議案第213号及議案第214号について、関連案件のため、一括してご説明いたします。 なお、本案件についても事務局から説明があったとおり、令和4年2月8日に事前審査会を開催し、出席した中郷地区及び木更津・波岡地区の農業委員及び推進委員は計画変更について了承しております。 本案件については、パネルの配置と間隔の変更に伴う、許可面積の変更になりますが、これは営農のしやすさや効率を上げるためであり、より営農を重視した結果と説明も受けておりますので、営農面での問題はないと思われます。また、周辺農地の影響についても配置が変わるだけで、日照・通風等も問題はないと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準及び周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただいまの事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 初めに、議案第213号、農地法第3条の規定による許可後の計画変更承認申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第213号、農地法第3条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第214号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が承認された場合、承認することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙手多数 〉

議長

挙手多数であります。

よって、議案第213号は、議案第214号が承認された場合、承認するものと決定いたします。

続きまして、議案第214号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第214号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第214号は、承認するものとして、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8 議案第215号及び議案第216号、18ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第215号及び議案第216号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の2案件について、関連案件のため、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-8の瓜倉地先の農地になります。

■■■■■■の駐車場用地の一部として、平成16年1月15日付で許可後、令和4年3月31日まで期間延長の許可済の農地となっております。

今回の変更は、隣接する区画整理区域内に新■■■■■■を整備いたしましたが、現在の駐車場は、満車になることも多く、■■利用者のための駐車場が不可欠となっておりますので、当面の間は、当該農地を引続き駐車場として利用するため許可期間を2年間、延長するものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の篠田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

篠田委員

議案第215号及び議案第216号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。

この案件は、これまでどおり■■■■■■の駐車場として使用するための期間延長の申請であり、申請地の周囲に隣接する営農中の農地もなく、周辺農地への影響はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第215号及び議案第216号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請

議長

について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第215号及び議案第216号は、承認するものとして知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第217号、19ページから25ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第12次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第217号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第12次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和4年2月25日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画11となっております。

利用目的は、計画1から計画3及び計画7から計画11が水稻を、計画4が水稻及び露地野菜を、計画5が露地果樹を、計画6が露地野菜を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は計画3及び計画6から計画11が賃借権の設定、計画1、計画2及び計画5が使用貸借権の設定、計画4が賃借権及び使用貸借権の設定となっております。

利用権設定期間は、計画1及び計画2が9年、計画3、計画4、計画7及び計画11が10年、計画5が3年、計画6、計画8及び計画10が5年、計画9が15年となっております。

計画合計数は、43筆51,963平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、計画1番から計画5番について、杉山委員をお願いします。

杉山委員

私からは、まず初めに計画番号1番及び計画番号2番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号3番及び計画番号4番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻及び露地野菜を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

杉山委員

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号5番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は畑で、引き続き梨を営農するとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画6について、平野委員お願いします。

平野委員

私からは、計画番号6番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画7番について、林委員お願いします。

林委員

私からは、計画番号7番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画8番及び計画9番について、地曳功一委員お願いします。

地曳功一委員

私からは、まず初めに計画番号8番について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、引き続き水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号9番について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。

地曳功一委員

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、引き続き水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画10番について、篠田委員お願いします。

篠田委員

私からは、計画番号10番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画11番について、地曳昭裕委員お願いします。

地曳昭裕委員

私からは、計画番号11番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第12次計画分には、■■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により■■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第217号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第12次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第217号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■■には、お戻り願います。

議長

次に、日程第10 議案第218号、26ページの下限面積(別段の面積)の設定について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

議案第218号、下限面積(別段の面積)の設定について、ご説明いたします。

農地法3条の許可要件のひとつとして、受け手(買い手、借人等)の許可後の耕作面積が原則として50アール以上になることという規定があります。

これは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が50アール以上にならないと許可ができないとするものです。

この下限面積の基準については、農林水産省で定める基準の範囲内で、市町村独自に50アール未満に引き下げた下限面積、別段面積といわれるものを設定できることとなっており、市全域または地区別に設定することが可能となっております。

さらに、下限面積については、農業委員会が毎年、その設定について検討することとなっております。

このため、あらかじめ各地区会議・ブロック会議において協議した結果、議案書に記載のとおり、「木更津市全域について、別段面積は設定せず、現行の下限面積である50アールの変更は行わない」となりました。

理由としては、1. 農地法施行規則第17条第1項第3号では「定める面積は、現に設定区域内において定めようとする面積を耕作している者が、全体の4割以上であること」を規定しているが、木更津市においてはこの要件を満たしておらず、下限面積の設定はできないため。

2. 農地法施行規則第17条第2項では、新規就農を促進するために適当と認められる場合は、第17条第1項の規定に関わらず下限面積の設定ができるとなっているため、作目によって妥当な面積は変動するが、例外規定の適用でも対応することは可能なため設定不要と考える。といたしました。

なお、本案件は承認後、木更津市公式ホームページへ掲載し、周知することとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第218号、下限面積(別段の面積)の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第218号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載いたします。

次に、日程第11 議案第219号、27ページの木更津市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第219号、木更津市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

令和4年4月1日より係制に移行することに伴い、職制の見直しとして新たに係長がつくられ

事務局

ます。

これに伴い、木更津市農業委員会事務局規程の改正が必要となり、今回改正するものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第219号、木更津市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第219号は、原案のとおり決定するものといたします。

次に、日程第12 議案220号、28ページの木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第220号、農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、ご説明いたします。

本議案は、木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が本年3月15日をもって満了することに伴い、木更津市長から委員として、農業委員3名の推薦依頼があったことから候補者を推薦しようとするものです。

木更津市農業振興地域整備促進協議会は、農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の推進に関する重要事項を審議し、必要な事項を市長に答申または、建議する市の付属機関で、農業振興地域整備計画に基づく事業の推進等に関する協議等を行います。

なお、現在は安藤会長、山口会長職務代理者と、杉山委員が木更津市農業振興地域整備促進協議会委員として委嘱を受けており、本年3月15日をもって任期が満了するため引き続き、安藤会長、山口会長職務代理者と、杉山委員を推薦するため決定を求めるものです。

なお、任期は委嘱の日より2年間となっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で説明が終了しました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第220号、木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第220号は、原案のとおり決定し、木更津市長へ推薦するものといたします。

議長

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、第20回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時18分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年3月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

地 曳 功 一

地 曳 昭 裕